

新宿区教育委員会会議録

令和 8 年第 2 回臨時会

令 和 8 年 5 月 2 7 日

新宿区教育委員会

令和8年第2回新宿区教育委員会臨時会

日 時 令和8年5月27日（水）

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時24分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	鴨 川 明 子
委 員	古 笛 恵 子	委 員	年 綱 和 代
委 員	的 場 美規子	委 員	津 田 晃 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	中 央 図 書 館 長	稲 川 訓 子
教 育 調 整 課 長	徳 永 創	教 育 指 導 課 長	波多江 誠
統 括 指 導 主 事	池 田 知	教 育 支 援 課 長	菊 地 ゆ み
統 括 指 導 主 事	牧 田 裕 一	学 校 運 営 課 長	高 橋 和 孝

書記

教 育 調 整 課 主 査	古 市 将 貴	教 育 調 整 課 管 理 係	大 原 颯 人
---------------	---------	-----------------	---------

議事日程

議 案

- 日程第1 第24号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第2 第25号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 第26号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第4 第27号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第5 第28号議案 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正について
- 日程第6 第29号議案 令和8年度新宿区一般会計予算（第3号）（案）に関する意見について

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和8年新宿区教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

本日の会議は、全員出席していますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、的場委員にお願いいたします。

○的場委員 承知しました。

◎ 第24号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

◎ 第25号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

◎ 第26号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第27号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第28号議案 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正について

◎ 第29号議案 令和8年度新宿区一般会計補正予算（第3号）（案）に関する意見について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第24号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」、「日程第2 第25号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、「日程第3 第26号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第4 第27号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第5 第28号議案 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正について」、「日程第6 第29号議案 令和8年度新宿区一般会計補正予算（第3号）（案）に関する意見について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第24号議案から日程第5 第28号議案について一括して説明を受け、審議を行います。

次に、日程第 6 第29号議案について説明を受け、審議を行います。

ここで、皆様にお諮りいたします。

第29号議案は、令和 8 年第 2 回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議としたいと思います。

第29号議案を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 御異議ございませんでしたので、第29号議案は非公開により審議するものといたします。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、第24号議案から第28号議案の説明を、教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第24号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」を御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、令和 8 年10月 1 日から時差通勤制度を導入するに当たって、現行の早出遅出勤務制度を廃止するため、所要の改正を行うものです。

第24号議案を御覧いただき、1 枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。このページ裏面を見ていただきますと、2 ページ目の一番下、職員の希望に基づいて勤務時間を変更する早出遅出勤務を規定している第11条の 5 を削除いたします。そのほか、この改正に伴う規定の整備をしてございます。

次に、附則でございしますが、この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行いたします。

では、議案 1 ページ目にお戻りいただきまして、第24号議案の提案理由でございします。

早出遅出勤務を廃止する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございします。

続きまして、「第25号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」を御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の改正に伴い、補償基礎額の改定を行うものです。

第25号議案を御覧いただきまして、1 枚おめくりいただきますと、新旧対照表がござい

して、その裏面を御覧いただければと存じます。

補償基礎額を規定しておりますこの別表でございますが、下段が現行、上段が改正後となっておりますけれども、下線部のとおり改正するものでございます。表中、学校医、学校歯科医の補償基礎額につきまして、10年以上15年未満の額を222円の増、15年以上20年未満の額を1,023円の増、20年以上25年未満の額を792円の増、25年以上の額を441円の増とするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、令和8年7月1日から施行いたします。

なお、経過措置といたしまして、改正後の別表の規定は令和8年5月1日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金等で、適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の補償の補償基礎額については、なお従前の例によること。

適用日から施行日の前日までの間において、改正前の別表の規定に基づき、傷病補償年金等として支払われた金額並びに休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償として支払われた金額は、それぞれこれらに相当する改正後の条例の規定に基づく補償の内払とみなすことを規定してございます。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第25号議案の提案理由です。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の改正に伴い、補償基礎額の改定を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

続きまして、「第26号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、第24号議案の新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、この後説明いたします第27号、第28号議案も同様の改正となっております。

では第26号議案を御覧いただきまして、2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

第2条第2号でございますが、教育長に委任する事項として規定しております早出遅出勤務を削除いたします。

次に、附則でございますが、この規則は、令和8年10月1日から施行いたします。

なお、本議案には特記事項が付されておまして、令和8年第2回新宿区議会定例会において、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する議案

が、原案のとおり可決されたときに成立するものでございます。

それでは、議案の１ページ目にお戻りいただきまして、第26号議案の提案理由です。

新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第27号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

こちら、１つ前の議案と同様に所要の改正を行うものでございます。第27号議案を御覧いただきまして、２枚おめくりいただきますと、新旧対照表が出てまいります。

早出遅出勤務を規定しております第８条の４、これを削除いたします。また、早出遅出勤務に関する様式５号の３から様式５号の６までを削除いたします。

そのほか、この改正に伴う規定の整備をしておりますものでございます。

次に、附則でございますけれども、令和８年10月１日から施行いたします。

なお、本議案にも特記事項付されておまして、令和８年第２回新宿区議会定例会において、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する議案が原案のとおり可決され、かつ、特別区人事委員会の承認を得たときに成立するものでございます。

それでは、議案の１ページ目にお戻りいただきまして、第27号議案の提案理由です。

新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第28号議案 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正について」でございます。

こちら、これまで御説明したのと同様に第24号議案の改正に伴うものでございます。

第28号議案を御覧いただければと存じます。２枚おめくりいただきますと、新旧対照表が出てまいりまして、裏面の別記を御覧ください。

事案決定の区分を規定しております別記第１の（第３ 人事）があり、その18の項、服務等におきまして、教育委員会事務局次長、中央図書館長または課長が決定する事項から、早出遅出勤務に係る規定を削除するものでございます。

今御覧いただいているページ、アンダーラインになっているところがそれでございます、これが改正後でございます。４ページ目以降に現行のところがございまして、見比べていただきますと、早出遅出勤務の規定の削除がされていることがお分かりになるかと存じます。

次に、附則でございますけれども、この訓令は令和８年10月１日から施行いたします。

なお、本議案にも特記事項が付されておまして、令和８年第２回新宿区議会定例会において、新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する議案及び新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する議案が原案のとおり可決されたときに成立するものでございます。

それでは、議案の１ページ目にお戻りいただきまして、第28号議案の提案理由です。

新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。順に質疑してまいります。

初めに、第24号議案について、御意見、御質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第24号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第24号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第25号議案について、御意見、御質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 こちらも特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第25号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第25号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第26号議案について、御意見、御質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第26号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第26号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第27号議案について、御意見、御質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問ないので、討論及び質疑を終了します。

第27号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第27号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第28号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第28号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第28号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より御退席をお願いいたします。

〔傍聴人退席〕

○教育長 以上で、本日の議事を終了いたします。

○教育長 次に、本日、日程では予定されていませんが、事務局から特に報告事項などございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 3時24分閉会